

HOCKEY

ハンドブック



2012年

社団法人 日本ホッケー協会 技術委員会

目 次

1	登録について	2
I.	登録規程	3
2	競技場施設について	9
I.	ホッケー競技場施設基準	10
II.	ホッケー競技プレイフィールド公認規程	14
III.	ホッケー競技プレイフィールドの各ラインとマークに関して	18
3	用具等について	21
I.	ホッケー競技場施設内用具・備品	22
II.	用具製造販売企業指定制度ならびに用具検定公認制度	25
4	ドーピングについて	28
I.	アンチ・ドーピング	29

1 登録について

I. 登 録 規 程

社団法人 日本ホッケー協会

＜登録の義務＞

- 1、社団法人日本ホッケー協会（以下「J H A」という）に所属するチーム及び構成員（部長、監督、コーチ、選手、フィジオ等）は、次の種別にそれぞれ登録しなければならない。未登録チーム及び構成員は、J H A主催の公式試合及びそれに準じる大会（国民体育大会ブロック大会等）に出場することはできない。

＜登録の種別＞

- 2、登録の種別は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----------------|-------------------|
| (1) 一般男子 | (6) 高校女子 | (11) マスターズ男子 |
| (2) 一般女子 | (7) 中学男子 | (12) マスターズ女子 |
| (3) 大学男子 | (8) 中学女子 | (13) 個人登録 |
| (4) 大学女子 | (9) スポーツ少年団男子 | (14) 個人登録（中学・高校生） |
| (5) 高校男子 | (10) スポーツ少年団女子 | |

＜登録の手続＞

- 3、本年度の登録（以下「年度登録」という）は所属都道府県ホッケー協会を経てJ H Aへ、5月21日までに完了しなければならない。年度登録は、別に定める登録申込書の電子登録と登録料の納入によって完了する。

＜追加登録・登録変更＞

- 4、追加登録・登録変更は次のとおりとする。
 - (1) 期日以降新しく結成されたチームは、都道府県協会がその事実を審査のうえ、証明書を添えて、J H Aへ登録することができる。
 - (2) 登録構成員に追加あるいは変更のある場合は、所定の書式に従い遅延なくJ H Aに届け出ること。
 - (3) 競技者の移籍については、別に定めるところによる。

＜外国人競技者＞

5、外国人の取り扱いについて

J H A の登録規程に基づく外国人競技者（以下「外国人」という。）の登録手続は、次の通り行うものとする。

- （１）外国人とは、日本国以外の国籍を有するものをいう。
ただし、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を終了した者を除く。
- （２）外国人は登録に際し、次の書類を所属都道府県ホッケー協会を経て J H A へ提出して、その審査を受けなければならない。
 - ①国籍保有国（以下「母国」という。）協会の競技許可書
 - ②入国及び滞在（３箇月以上の期間）を証明する入国審査の写し（ワーキングビザ）
 - ③居住する市町村が発行する外国人登録の写し
- （３）外国人は、母国代表チーム以外の単独チームと二重登録する事はできない。
- （４）年度登録は、４名以内とする。
- （５）外国人競技者の大会参加に係る大会実施要項の取扱い
外国人競技者(以下「外国人」という)の大会参加については、次のとおり取り扱うものとし、大会実施要項に明記する。
 - ①大会に参加するチームは、エントリー選手枠のうち、外国人は４名以内とする。
 - ②試合中フィールド内で常時プレーできる外国人は、３名以内とする。
- （６）全国高等学校選抜大会及び全国高等学校総合体育大会については、全国高等学校体育連盟の規定により、外国人留学生の参加については、エントリー数（１５名）に対して３名以内とする。ただし、試合に出場できるのは２名以内とする。

＜登録の制限＞

6、年度登録に関しては、チーム所属競技者の人数、および居住の制限はない。

＜年度登録料＞

7、年度登録料は、チーム登録料、役員・選手個人登録料（スティックカード料）からなる。

チーム構成員は全て、スティックカードの登録が必要である。

尚、役員・選手個人登録料（スティックカード料）の登録料を何れかの種別で納入した場合、他の種別での登録の際には納入する必要はない。その場合は、納入不要のチームより重複者リストの提出が必要である。提出がない場合は納入しなければならない。

＊役員・選手個人登録料の料金には()内のスティックカード料を含む。

種別	チーム登録料	役員・選手個人登録料（内スティックカード料）	
一般男子・一般女子	45,000 円	(1人当たり) 役員 1,400 円(400 円)	選手 1,400 円(400 円)
大学男子・大学女子	35,000 円	(1人当たり) 役員 1,400 円(400 円)	選手 1,300 円(300 円)
マスターズ男子・マスターズ女子	なし	(1人当たり) 役員 1,400 円(400 円)	選手 1,400 円(400 円)

種別	チーム登録料		役員・個人登録料 (内スティックカード料)	スティックカード料
高校男子・高校女子	30,000 円	(1人当たり)	役員 1,400 円(400 円)	選手 200 円
中学男子・中学女子	6,000 円	(1人当たり)	役員 1,400 円(400 円)	選手 なし
スポーツ少年団男子・スポーツ少年団女子	1,000 円	(1人当たり)	役員 1,400 円(400 円)	選手 なし

＊高校からスポーツ少年団の選手については、スティックカード料のみの登録料となる。

種別	役員・選手個人登録料（内スティックカード料）
個人登録	(1人当たり) 役員 1,400 円(400 円) 選手 3,000 円(400 円)
個人登録（中学・高校生）	(1人当たり) 選手 1,000 円(200 円)

＊個人登録とは、チームに登録せず国体予選等に出場するための登録をいう。

<審 査>

- 8、登録に関する審査はこの規定にもとづいて都道府県協会が行い、J H A の承認を得るものとする。

<チーム移籍>

- 9、チーム移籍について

移籍とは協会に登録している選手及び過去 1 年以内に登録していた選手が新たに別の加盟チームに所属を変更することをいう。

(1) 大会期間中の移籍

ホッケー日本リーグ加盟チームは年度内の移籍はできない。ただし、前所属チームが以下の事由により解散・廃部・休部したと協会が認める場合は「選手離籍証明書」の発行を受けることなく、移籍後ただちに公式戦出場が認められる。

- ①当該チームを所有・運営する企業（「親会社」、合併・営業譲渡・会社分割により当

該チームを引き継存続会社を含む）が、当該チームの活動支援を打ち切ることを書面またはプレス・ステートメント等で表明した場合。

②親会社が破産、会社更生、民事再生の申請を行った場合。

③親会社がない場合、当該チームが解散した場合。

④当該チームが書面で協会に脱退を申し入れた場合。

⑤チームより戦力外、通知を受けた場合。

（２）選手の移籍・移籍交渉期間

①次年度の獲得希望があれば、別紙所定の用紙で大会（または全日本大会）終了後、協会に提出する。獲得希望選手リストには、獲得希望選手氏名、前所属チーム、ポジション、年齢を記入する。協会では、獲得希望選手一覧表を作成し、参加チームに書面にて通知する。

②移籍交渉期間は、獲得希望選手一覧通知後から、指定された期日までとする。それ以外の期間の交渉は、認めない。

③移籍交渉期間後、次年度に別のチームで登録を申請する場合、移籍前・後の両チームの部長（または代表者）と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による同意書が必要である。同意書を協会が認めた場合のみ、移籍を認める。

④③において同意の無い場合は、新たに別のチームで登録を申請する場合、前のチームを退部または退社の日から 1 年を経過していないと選手として各大会に出場はできない。

（３）その他

①移籍に関する疑義については、協会が決定する。

②獲得希望選手リストで提出していない選手と移籍交渉をした場合の取り扱いについては、別途審議することとする。

③チームまたは選手が、移籍について異議または疑義がある場合は、文書をもって協会に提訴することができる。

＜ユニフォーム＞

10. ユニフォームについて

【フィールドプレイヤー】

異なる色柄の 2 種類のユニフォーム（シャツ・パンツ・スコート・ストッキング）を登録しなければならない。

(1) シャツ

①襟、長袖、半袖の規定はない。

②背中に縦横16cm以上30cm以下の大きさの番号をつける。

③背中にネームを入れる場合は、1文字縦横6cm以上10cm以下の大きさの文字とする。

(2) パンツ(男子)

前面下方に縦横7cm以上9cm以下の大きさで、背番号と同じ番号をつける。

(パンツの番号の色はパンツの色と対照色とし、背番号と同色でなくてもよい)

(3) スコート(女子)

①スコートの丈の制限はない。

②前面下方に縦横7cm以上9cm以下の大きさで、背番号と同じ番号をつける。

(スコートの番号の色はスコートの色と対象色とし、背番号と同色でなくてもよい)

(4) ストッキング

白色以外のもの。(線の入る程度は差し支えない)

(5) シューズ

基本色が白色と緑色は禁止する。(平成25年4月1日より適用)

(6) アンダーウェア

アンダーウェアを着用する場合はユニフォームと同系色とする。

(平成25年4月1日より適用)

(7) 1種類のユニフォームは必ず無地のものとする。

ただし、襟、袖、パンツ(女子はスコート)、ストッキングに線の入る程度は差し支えない。

(8) 予備のユニフォーム(番号なし)をそれぞれ2着用意する。

【ゴールキーパー】

(1) シャツ

①フィールドプレイヤーの2色のシャツと異なった色を登録しなければならない。

襟、長袖、半袖の規定はない。(白色シャツは禁止)

②背中に縦横16cm以上30cm以下の大きさの番号をつける。

③胸番号は縦横7cm以上20cm以下の大きさにシャツの中央につける。

(2) パンツ

パンツ、ストッキング、アンダーパンツの取り決めはない。

(ハンドプロテクター、レガード、キッカーズの白色は禁止)

[備考] 1、日本ホッケー協会主催国内競技会に参加する選手は、日本ホッケー協会が特定の企業を当該競技会協賛企業として認定した場合、その試合時に着用するユニフォーム（シャツ、パンツ又はスコート、ストッキング）に協賛企業の広告を付けなければならない。また、ユニフォームに付ける協賛企業広告は、日本ホッケー協会が無償で各選手に提供する。

2、チームがユニフォームに商業広告をつける場合は、シャツの前面に限り許されることとし、その大きさは350平方センチメートル以内とする。また、その際にはかかるユニフォームを使用する1ヶ月前迄に社団法人日本ホッケー協会の許可を得なければならない。なお、酒およびたばこの広告については、これを禁止する。

＜商業広告をつける場合は（社）日本ホッケー協会特別協賛金1口（12,000 円）以上を納金しなければならない＞

＜その他＞

11、この規定に定めのないものについては、その都度JHAが決定する。

＜付 則＞

12、この規定は、平成24年4月1日より施行する。

2 競技場施設について

I. ホッケー競技場施設基準

第1条（目的）

本競技場施設基準の目的は、次の通りとする。

- （１）競技会に参加するチームが公平にプレイできる環境を整えるため。
- （２）常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- （３）チームおよび選手の実力を公平に反映させるため。
- （４）選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。
- （５）日本ホッケーの国際的な競技力の向上を図るため。

第2条（検討及び変更）

本競技場施設基準の検討及び変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会技術委員会施設用具部会（以下、「施設用具部」という）が当たるものとする。

第3条（競技場施設の規格）

競技会の実施にあたっては、原則として下記の競技場施設の規格を満たすものでなければならない。

（１）競技プレイフィールド

競技プレイフィールドの規格は、日本ホッケー協会発行「ホッケー競技規則」の「競技フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる（図1参照）。

（２）競技場施設

競技場施設の規格は、「社団法人日本ホッケー協会競技場施設計画」による（図2参照）。

第4条（競技会実施における規程）

国際ホッケー界の趨勢を考慮し、国内の競技会は下記の競技プレイフィールドにより実施する。

（１） 社団法人日本ホッケー協会公認競技プレイフィールド（以下、「JHA公認競技プレイフィールド」という）

１） 日本ホッケー協会主催による下記の競技会（ただし、当分の間、大会競技運営規程に従うものとする）

＜１＞ JHA公認競技プレイフィールド（ウォーターベース）

- ・ 全日本選手権大会 ・ 日本リーグ
- ・ 全日本学生選手権大会

＜２＞ JHA公認競技プレイフィールド（ただし、国際的な競技力向上の観点からウォーターベースを強く推奨する）

- ・ 全日本社会人選手権大会 ・ 国民体育大会
- ・ 全国高等学校選手権大会 ・ 全国高等学校選抜大会

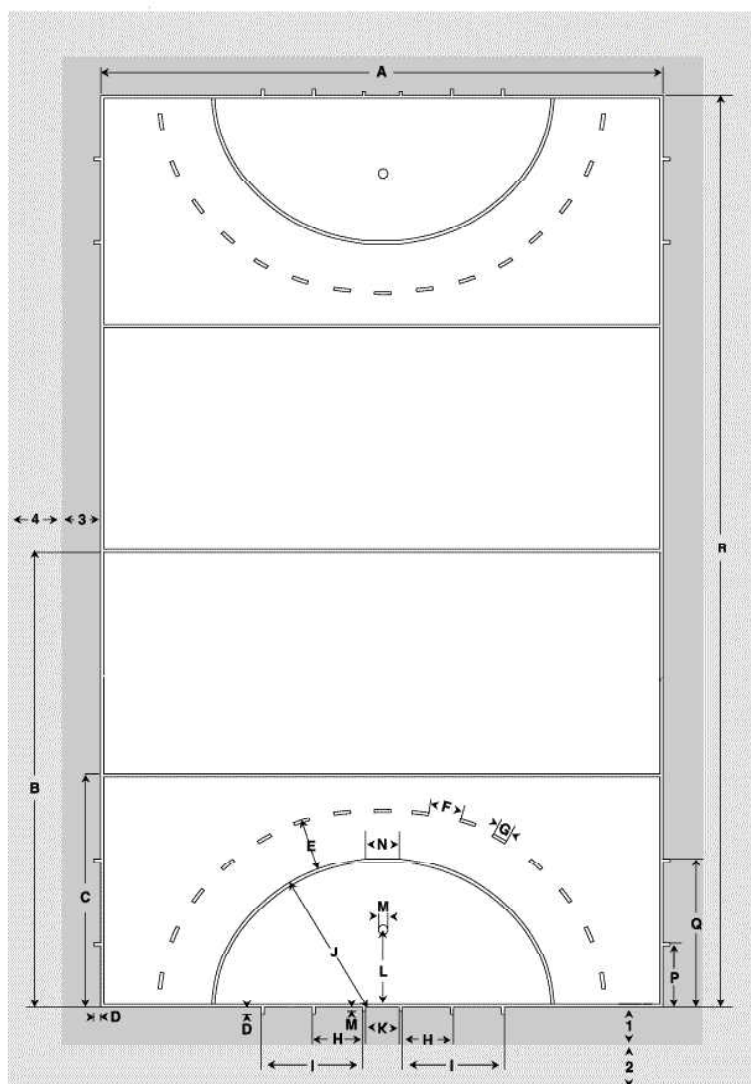
＜３＞ 日本国内に於いて実施される国際競技会で、国際水準にあると認められる競技会（ただし、国際ホッケー連盟等により指示のある場合は、その指示に従う）

（２） 前記以外の日本ホッケー協会主催の競技会については、JHA公認競技プレイフィールドで実施することを推奨する。

第5条 本競技場施設基準に定めない事項については、施設用具部において検討し日本ホッケー協会で決定する。

付則	１）平成元年６月１７日制定	２）平成６年４月１日改正
	３）平成１７年１月１日改正	４）平成１８年１月１日改正
	５）平成２４年４月１日改正	

図1 競技プレイフィールド



Code	Metres	Code	Metres
A	55.00	M	0.15
B	45.70	N	3.66
C	22.90	P	5.00
D	0.30	Q	14.63
E	5.00	R	91.40
F	3.00	1	minimum 2.00
G	0.30	2	1.00
H*	4.975*	(1 + 2)	minimum 3.00
I*	9.975*	3	minimum 1.00
J	14.63	4	1.00
K	3.66	(3 + 4)	minimum 2.00
L	6.40		

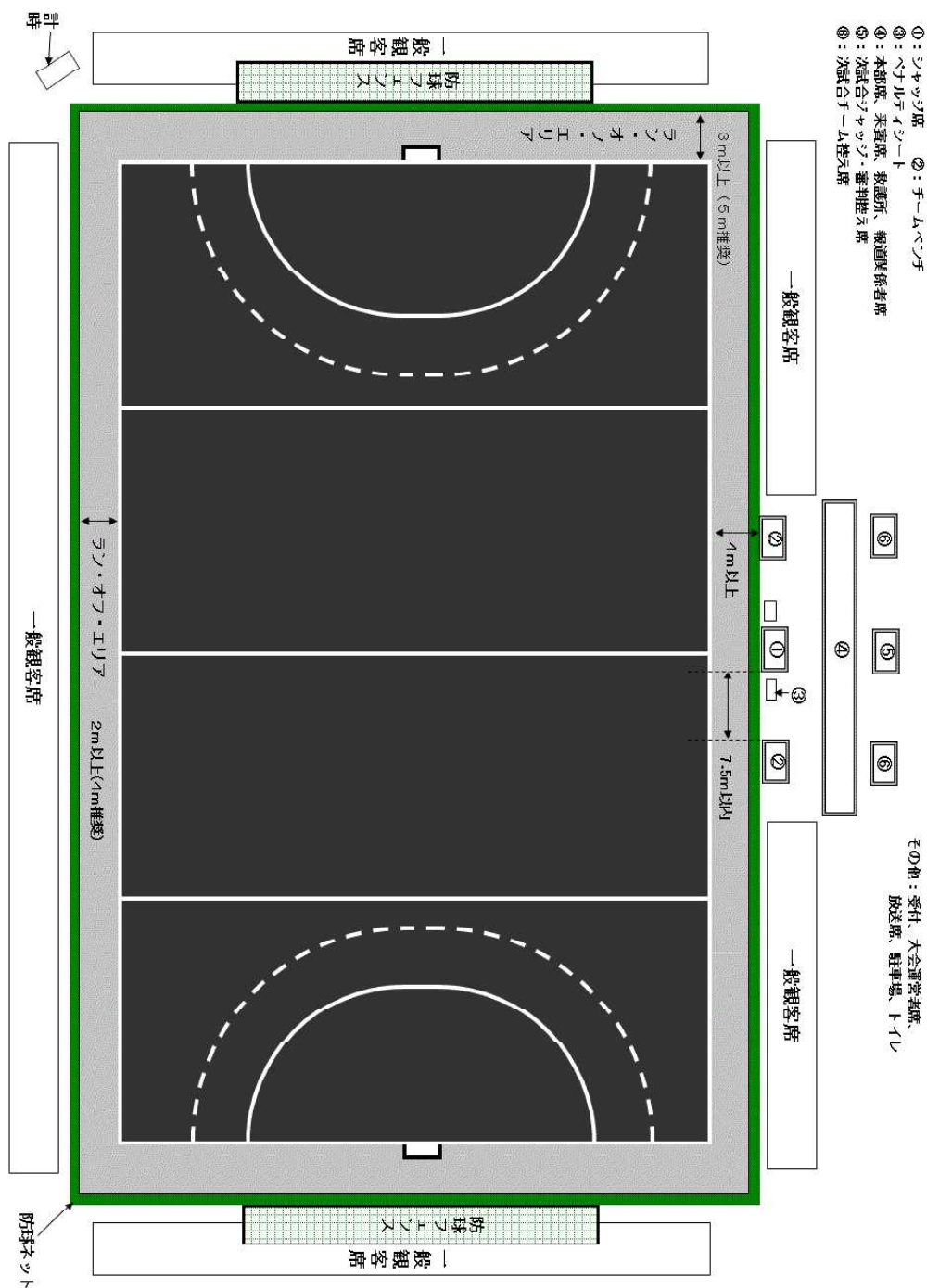
注. 1)

走り抜けるためのエリア（ラン・オフ・エリア：ラインから外のエリア「1」「2」「3」「4」）は、競技場の表面（人工芝等）と同質でなければならない。その同質素材の範囲は、外側のスペースにバックライン側（「1」）は少なくとも2 m、サイドライン側（「3」）は少なくとも1 mとし、それ以外の材質でもよいが、さらにその外側に1 m（四方）のエリアをとっておかなければ。（従って、ラン・オフ・エリアは、最低バックライン側3 m、サイドライン側2 mが必要となる。）これらは、あくまで必要最低の制限であって、バックライン側は4 mプラス1 m、サイドライン側3 mプラス1 m（トータルでバックライン側5 m、サイドライン側は4 m）の空間をとることを勧める。

注. 2)

左記の表の「H」および「I」については、ゴールポスト自体からの長さではなく、ゴールポストラインからの長さを示したものである。従って、ゴールポストからの長さとしてはそれぞれ、5 m並びに10 mということになる。

図2 社団法人日本ホッケー協会競技場施設計画



競技場施設計画において、下記のこととも配慮すること。

1. 観客、選手、大会関係者に対して快適な環境（快適性）
2. 観客、選手、大会関係者に対して安全な環境（安全性）
3. 周辺環境及び住民への影響（適合性）
4. 地球環境、ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど

Ⅱ．ホッケー競技プレイフィールド公認規程

第1条（目的）

競技プレイフィールド公認制度の制定の目的は、次の通りとする。

- （１）競技会に参加するチームの実力を公平に反映させるため。
- （２）参加選手が持てる技量を十分に発揮でき、その優劣を公平に反映させるため。
- （３）常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- （４）悪天候下で行われる競技会であっても、開催を可能にさせるため。
- （５）選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。

第2条（公認手続き、費用負担）

競技場管理者が公認を受けようとする場合は、社団法人日本ホッケー協会（以下ＪＨＡという）に、次に定める通りにより公認申請するものとする。

- （１）別に定める様式（様式1）により、所轄地方協会を通して申請するものとする。
- （２）ＪＨＡは、（１）の申請を受理したら、ＪＨＡが指定する性能検査機関（当分の間は、一般財団法人カケンテストセンター）に検査依頼するものとする。
- （３）性能検査に合格した場合は、ＪＨＡが改めて競技プレイフィールドとしての調査・確認をするものとする。
- （４）（３）の調査・確認が完了したら、直ちに公認証を交付するものとする。これに併せてその写しおよび調査・確認の内容を性能検査機関に通知するものとする。
- （５）競技場管理者は、公認証の交付を受けたら、直ちに次の通りの公認料をＪＨＡに納付するものとする。ウォーターベース1面に付き１００万円（張替時５０万円）、サンドベース1面に付き１００万円（張替時５０万円）とする。但し、学校が作るプレイフィールドは、1面に付き２５万円（張替時１２万５千円）とする。
- （６）性能検査に要する費用は、競技場管理者が負担するものとする。

第3条（公認規格）

- （１）公認規格は、国際ホッケー連盟（以下ＦＩＨという）最新版のグローバル規格（資料１）とし、散水を必要とする無充填型式いわゆるウォーターベースとする。但し、積極的な散水を必要としないいわゆるサンドベース（充填材は珪砂が望ましい）でも、グローバル規格の性能を満たせば公認する。また、競技プレイフィールドの縦断傾斜・横断傾斜は、１．０％未満とする。
なお、主な規格は、アンダーパッドを敷設し、パイルの長さ３０mm以下とする。
- （２）性能検査は、ＦＩＨ基準に定められた検査方法によって行われる。
- （３）この基準は、ＦＩＨが基準・方針・解釈等を変更した場合、これに合せて変更することがある。

第4条（有効期間）

公認有効期間は、当分の間１０年とする。

- | | | |
|----|---------------|-----------------|
| 付則 | １）平成１０年４月１日施行 | ２）平成１３年４月１日改正 |
| | ３）平成１５年４月１日改正 | ４）平成１６年１１月２日改正 |
| | ５）平成２３年４月１日改正 | ６）平成２３年１２月１７日改正 |

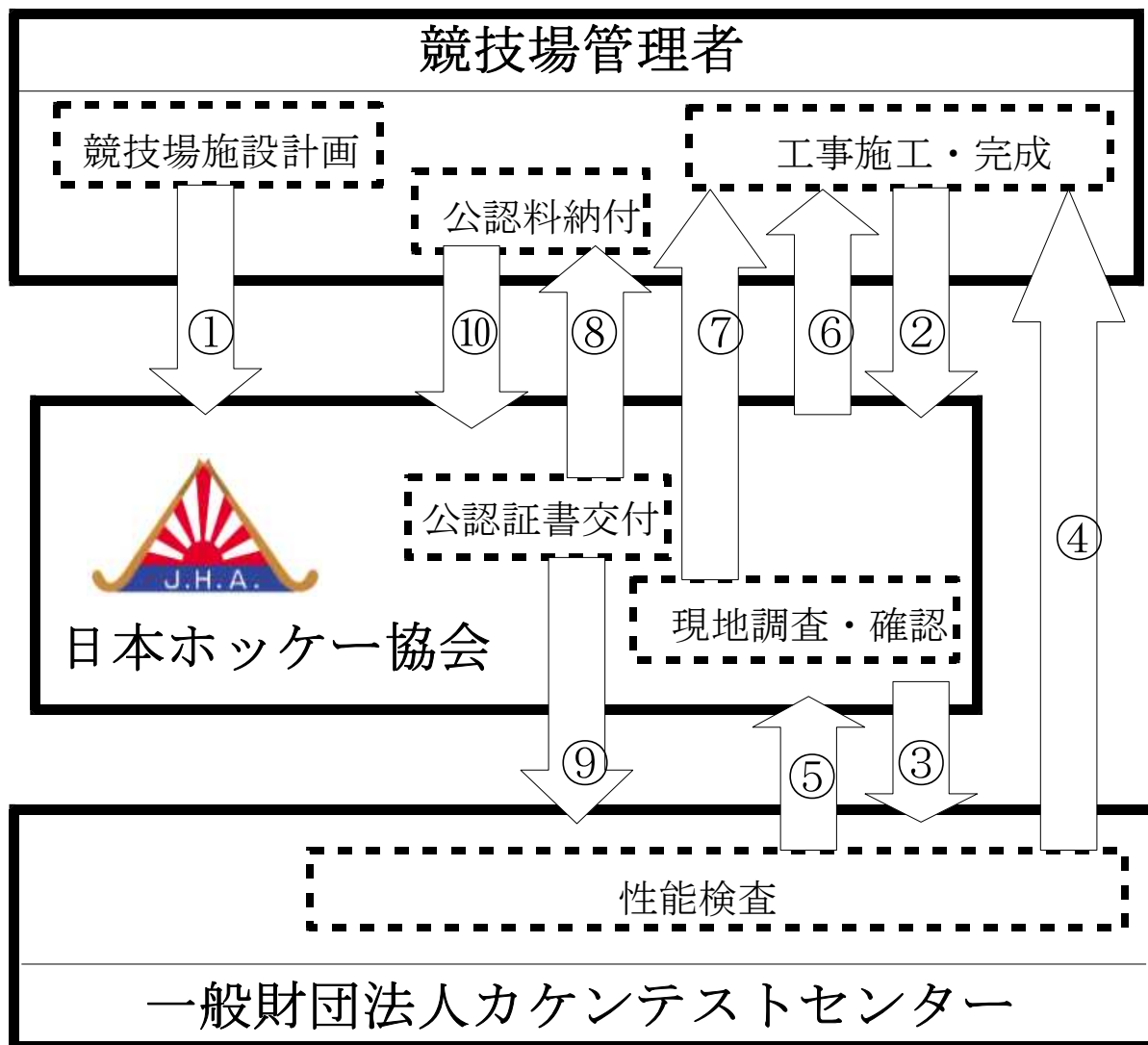
様式1

社団法人日本ホッケー協会(JHA)
人工芝プレイフィールド公認申請書

申請日	平成 年 月 日		
申請者	印 担当部署: 担当者: 住所: TEL:		
施設名・所在地	施設名: 所在地:		
人工芝種類	・ウオーターベース ・サンドベース (充填材:)		
人工芝名称	製造メーカー: 人工芝製品名:		
パイル材質		パイルの長さ	
設計上のボールの転がり距離		設計上のボールのリバウンドの高さ	
公認料請求先			
地方協会	上記の通り人工芝プレイフィールド公認申請を確認いたします。 平成 年 月 日 _____(都道府県) ホッケー協会 会長 _____ 印		

※添付書類: 人工芝プレイフィールド設計図(平面図、断面図等)

資料2 ホッケー競技プレイフィールド公認申請手順（JHA）



<手順>

- ① 競技場施設計画
 - 1) JHA・地方協会と意見交換
 - 2) 計画書・概略設計図の入手
 - 3) 公認規定の説明
 - 4) メーカーと細部協議
- ② 公認申請（地方協会の確認を得る）
人工芝プレイフィールド設計図（平面図、断面図）添付）
- ③ 性能検査依頼
- ④ 性能検査
- ⑤ JHAに検査報告
- ⑥ 競技場管理者に通知
- ⑦ JHA現地調査・確認（可能なら試合を実施）
- ⑧ 公認証交付
- ⑨ 一般財団法人カケンテストセンターに通知
- ⑩ 公認料納付

資料 1

性能要求の要約(FIH)

性能要求	グローバル規格ピッチ	ナショナル規格ピッチ
組成	グローバル規格人工芝製品	ナショナル規格人工芝製品
ボールのリバウンド (垂直方向)	平均 100 mm～400 mm 個々の検査 < 平均±20%	平均 100 mm～400 mm 個々の検査 < 平均±20%
ボールの転がり	平均 $\geq 9m$ 偏差 $\leq 3^\circ$ ボールの転がりまたは偏差のいずれ についても、個々の検査<平均±10%	平均 $\geq 5m$ 偏差 $\leq 3^\circ$ ボールの転がりまたは偏差のいずれ についても、個々の検査<平均±20%
靴底摩擦	摩擦係数 0.6～1.0、 個々の検査 < 平均±0.1	摩擦係数 0.6～1.0、 個々の検査 < 平均±0.2
衝撃応答	40～65% 個々の検査 < 平均±5%	40～65% 個々の検査 < 平均±5%
パイル／パッドの 変形	$\geq 40\%$ 個々の検査 < 平均±2%	$\geq 40\%$ 個々の検査 < 平均±2%
ピッチの寸法と ラインマーキング	ラインの長さ $\pm 50mm$ ラインの幅 $\pm 10mm$ サークルの弧の半径 $\pm 30mm$ ペナルティスポットの位置 ± 30 mm、 300mmマークの長さ $\pm 30mm$ 両対角線の差 $\pm 300mm$	ラインの長さ $\pm 50mm$ ラインの幅 $\pm 10mm$ サークルの弧の半径 $\pm 30mm$ ペナルティスポットの位置 ± 30 mm、 300mmマークの長さ $\pm 30mm$ 両対角線の差 $\pm 300mm$
ピッチの ラインオフエリア (最小)	同じ芝面でバックラインから2m 同じ芝面でサイドラインから 1 m 同じような芝面では両ラインから 1 m	同じ芝面でバックラインから2m 同じ芝面でサイドラインから 1 m 同じような芝面では両ラインから1m
ピッチの縦断傾斜	縦断方向の下り傾斜 < 0.2%	縦断方向の下り傾斜 < 1.0%
ピッチの横断傾斜	横断方向の下り傾斜 < 0.4% 例外として、FIH の許可が あれば < 1.0% も可	横断方向の下り傾斜 < 1.0%
ピッチの平滑度	3mの直定規の上または下で $\leq 6mm$ の偏差	3mの直定規の上または下で $\leq 6mm$ の偏差
ピッチの透水性	$\geq 150mm/時$	$\geq 150mm/時$
色	「グリーン」またはその他のFIH指定 の均一な色またはFIHの承認した色	「グリーン」またはその他のFIH指定 の均一な色またはFIHの承認した色

Ⅲ. ホッケー競技プレイフィールドの各ラインとマークに関して

競技プレイフィールドの各ラインとマークを引く手順は、次の通りである。

1. バックラインとサイドラインを引く
2. センターラインを引く
3. 22.90mライン（「23mライン」という）を引く
4. サークルを引く
5. 各マークを引く（各マークには、ペナルティーストローク用のマーク・ペナルティーコーナー用マーク・コーナー用マーク。フリーヒット用マークがある）それぞれのラインとマークを引く際には、次の点に留意する。各ラインとマーク（ペナルティーストローク用マークを除く）の太さは75mmとする。

1) バックラインとサイドライン

バックラインは長さ55m、サイドラインは長さ91.40mの直線。バックラインとサイドラインはフィールドの一部に含まれる。

2) センターライン

センターラインは、サイドラインの中央45.70mの地点からフィールドの中央を横切るようにラインを引く、センターラインはニュートラルなラインなので、サイドラインの中央から37.50mmずつ跨って引く。

3) 22.90mライン

22.90mラインは、バックラインの外側から22.90mの地点のサイドライン上からフィールドを横切るようにラインを引く。

4) サークル

サークルを引く際には、まず、ゴールラインから14.63m離れた地点に、ゴールラインと平行に3.66mの直線を引く。その後、ゴールポストの内側の角から14.63mの距離の弧となる1/4円を引く。

サークルのラインは、サークルの一部に含まれる。

サークルの5m外側に破線を引く。この破線は、サークルラインの外側の縁から破線の外側の縁までの長さを5mとする。破線の間隔は3mずつ、破線の長さは300mmとする。

5) 各マーク

(1) ペナルティーストローク用マーク（ペナルティースポットという）

ペナルティースポットは、ゴールラインの内側の中央から6.4mの地点が中心となる直径150mmの円を描いて印す。

(2) ペナルティーコーナー

ペナルティーコーナーのマークは、サイドラインに近い方のゴールポストの角から各マークの外側の縁までの長さが5m及び10mの地点に、バックラインの外側から300mmのマークを描いて印す。

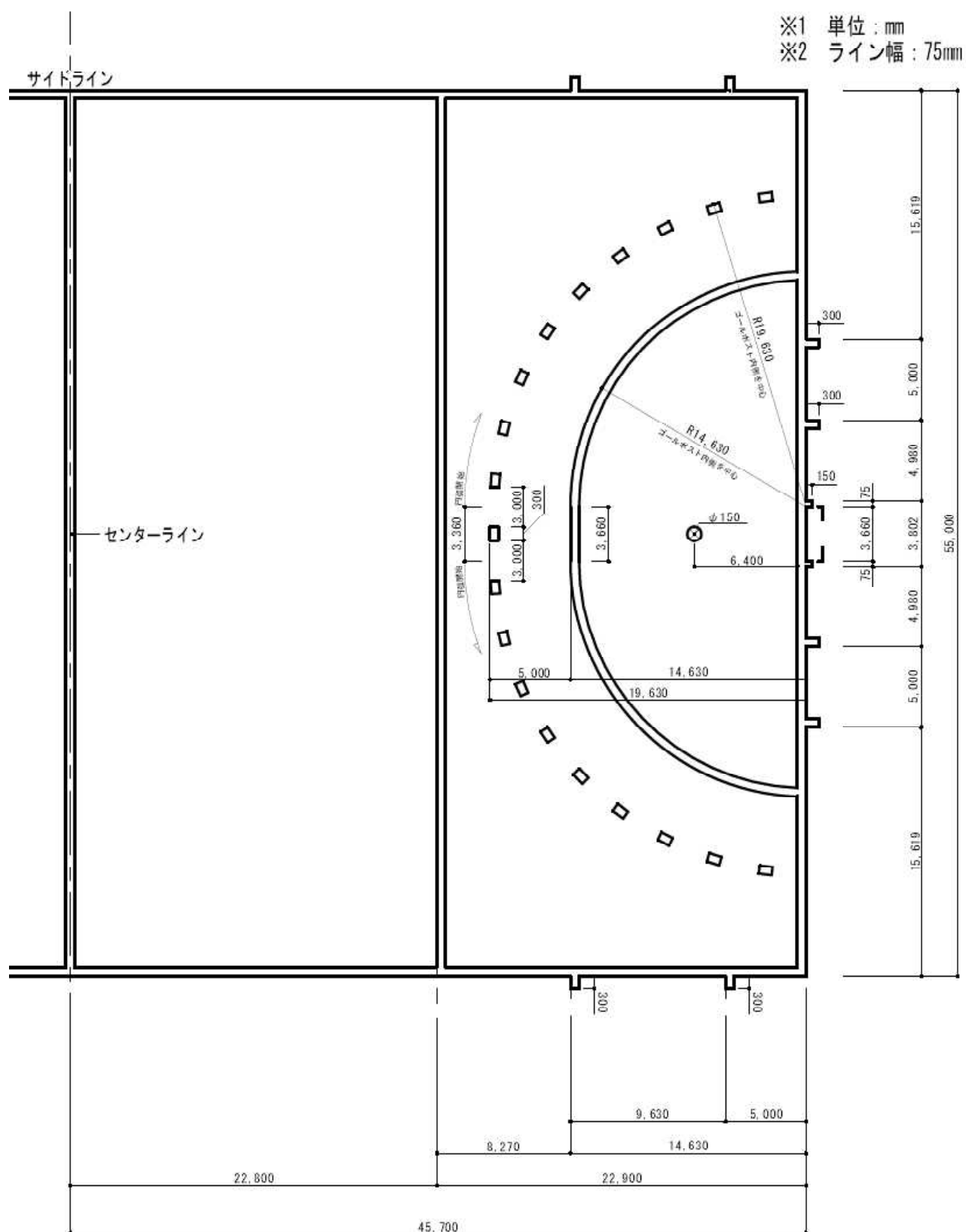
(3) コーナー

コーナーのマークは、バックラインの外側からマークの外側の縁までの長さが5mの地点のサイドライン上に、サイドライン外側に300mmのマークを描いて印す。

(4) 14.63mフリーヒット

14.63mフリーヒットのマークは、バックラインの外側からマークの外側の縁までの長さ14.63mの地点にサイドライン上からサイドライン外側に300mmのマークを描いて印す。

6. ホッケー競技プレイフィールド図

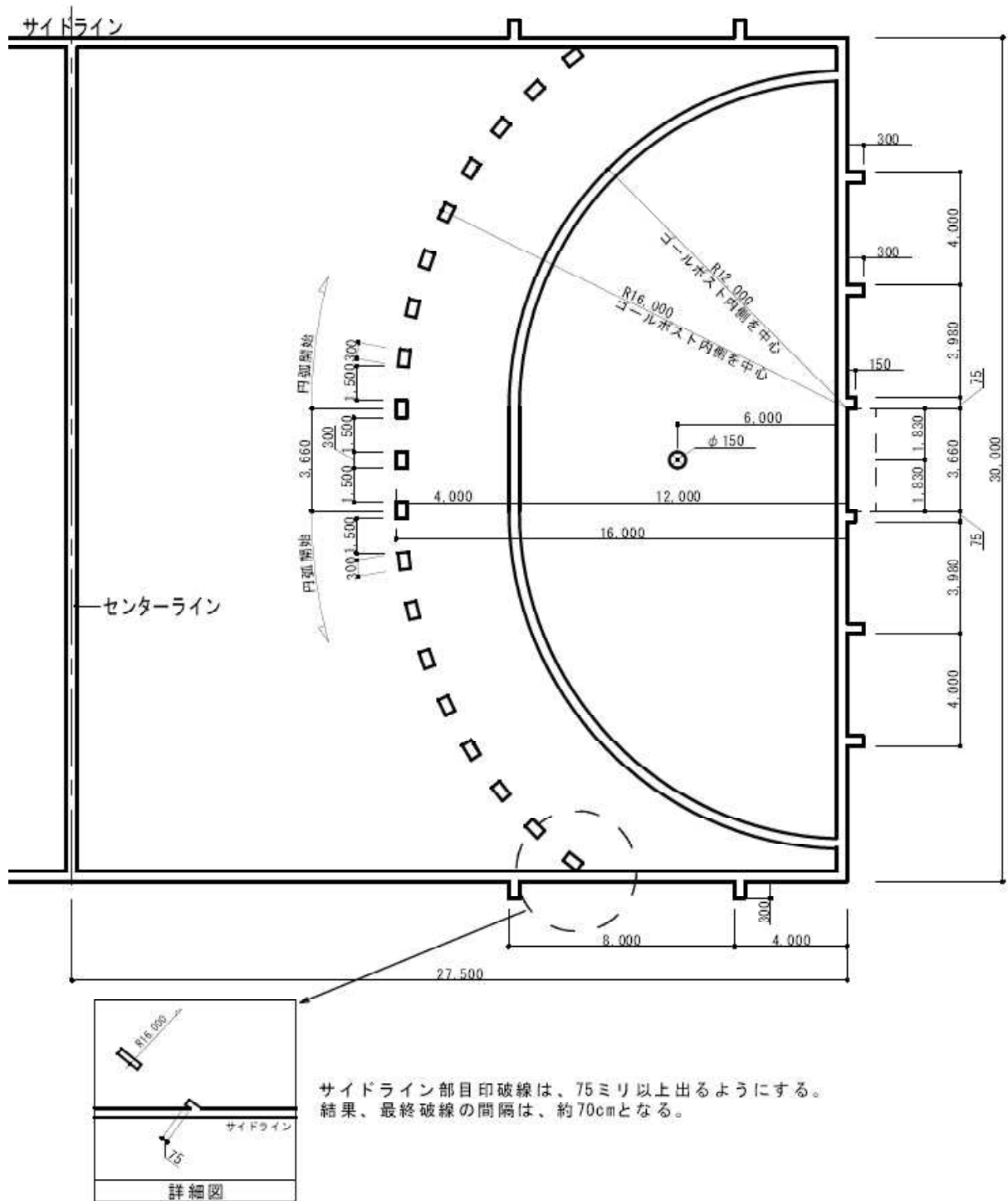


7. ホッケー競技6人制プレイフィールド図

※1 単位：mm

※2 ライン幅：75mm

※3 サイドライン長さ：50m～55m（基本は55mとする）



3 用具等について

I. ホッケー競技場施設内用具・備品

競技場施設内の用具・備品等について必要最小の事項を列挙したものである。

1. 競技フィールド内用具・備品（単位：1面）

1) ゴール 1対

競技規則 1.5 ゴールは：

- 地面と平行になっているクロスバーと合わせた地面と垂直の2つのゴールポストが、バックラインに示されたマークの上に設置される。
- ゴールポストとクロスバーは、白色で、接合部分を含めて矩形とし、幅50mm、奥行き50mmから75mmとする。
- ゴールポストは、クロスバーの高さを超えて上方に突き出ているはならないし、クロスバーは、ゴールポストよりも側方に突き出ているはならない。
- ゴールポスト内側縁同士の間隔は3.66mで、クロスバーの低い側の縁からグラウンドまでの間隔は、2.14mとする。
- ゴールの奥行きは、クロスバー側（上方）は最低0.90m、グラウンド側（下方）は、最低1.20mの長さをとらなければならない。また、このポストとバーは、上記の奥行きに沿ってサイドボード、バックボード及びネットで見まわされていることとする。

競技規則 1.6 サイドボードとバックボード

- サイドボードは、高さ460mm、長さは最低1.20mとする。
- バックボードは、高さ460mm、長さ3.66mとする。
- サイドボードは、グラウンド上でバックラインの端に直角に置かれ、ゴールポストの幅よりはみ出ないように固定される。
- バックボードは、グラウンド上の両サイドボードの端に直角に置かれ、バックラインと平行になるようにして、両サイドボードからはみ出さないようにしておく。
- サイドボードとバックボードの内側は、濃暗色のものとする。

2) ゴール用ネット 1対

競技規則 1.7 ネットは：

- 網の目の大きさは、最大45mmとする。
- バックボード及びゴールポストへの取り付けの間隔は150mm以内とする。
- ネットは、バックボードとサイドボードの後ろ側につり下げるように取り付ける。
- ネットは、ゴールポスト、クロスバー、サイドボード及びバックボードからボールが抜け落ちることがないように、しっかりと固定されていること。
- ネットは、ボールが跳ね返ってこないように余裕があり、しかもゴールに合ったものであること。

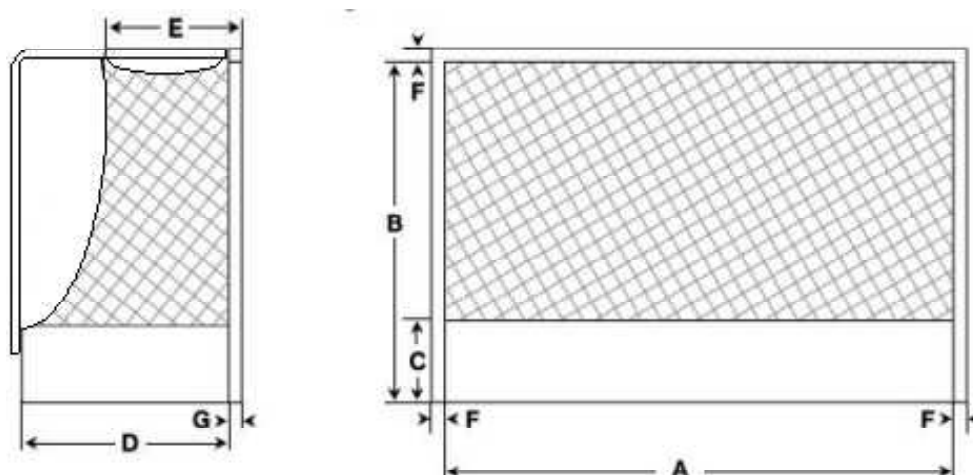
3) フラッグ・ポスト 4本

競技規則 1.8 フラッグ・ポストは：

- フラッグ・ポストの高さは、1.20mから1.50mとする。
- フラッグ・ポストは、フィールドの各コーナーに置かれる。
- フラッグ・ポストは、危険なものであってはならない。
- 折れたり破損したりしないものであれば、できる限り取り付け部分がバネ式のものが望ましい。
- フラッグ・ポストには旗（フラッグ）を取り付ける。そのフラッグの大きさは、幅・長さともに300mmを超えないものとする。

4) フラッグ・ポスト用土台	4基	7) スティック立て	2基
5) 防球フェンス	1対	8) 得点表示板	1基
6) 防球ネット	1対		

図1 ゴール仕様



Code	Metres	Code	Metres
A	3.66	E	minimum 0.90
B	2.14	F	0.050
C	0.46	G	0.050 to 0.075
D	minimum 1.20		

2. ジャッジ席備品

1) プラットフォーム用台座 1 対

6 m×3 m以上、高さ25cm以上が望ましい。

2) プラットフォーム台座の位置

- サイドラインから3 m以上離す。
- チームベンチの全面が、ジャッジ席から常に目視出来る角度とする。
- チームベンチ迄の距離はジャッジ席側面から7 m以内とする。

3) テント 1 張

4) テーブル 1 脚

3 m×1 m以上、出来れば引き出し付きで、テーブル正面と左右両側はテーブル面から床面迄を完全に塞ぐこと。

5) 防風水透明ビニール 2 組

雨、風、水からの防御手段で開閉出来ること。

6) 椅子 10脚

試合担当ジャッジ及びリザーブアンパイヤー用3脚、警告退場者用4脚、他3脚。
(アシスタントジャッジ1脚)

7) テーブル防水ビニールシート 1 枚

3. チームベンチ備品 (2 チーム)

1) 個人用椅子 4 4 脚

3) 防風水透明ビニール 2 組

2) テント 2 張

4. 次試合チームベンチ備品 (2 チーム)

1) 個人用椅子 2 4 脚

3) 防風水透明ビニール 2 組

2) テント 2 張

5. 次試合ジャッジ・審判控え席備品

1) テーブル 2 脚

3) テント 1 張

2) 椅子 1 0 脚

4) 防風水透明ビニール 1 組

6. ジャッジテーブル備品

このジャッジテーブル備品は、ホッケー競技運営規定（2011年版）を基にして作成したものである。

番号	品 目	数量	数量確認					備 考	
			/	/	/	/	/		
1	ボール	2						打	打（1日1打、予備1打）
2	交代選手用番号札	2						組	（原則1～22番・大会規定に準ずる）
3	スティックチェック用リング	2						個	
4	警告用カード	2						組	
5	スティックゲージ棒	2						本	
6	PC用グローブ測定版	1						枚	（27cm×16cm）
7	ストップウォッチ	5						個	
8	ホーン	2						個	
9	ホイッスル	2						個	
10	キャプテン用腕章	2						枚	
11	GK用シャツ	3						枚	（3色各1枚）
12	ボールサーバー用ビブス	3						組	3色（6～8枚）
13	ボールペン	10						本	（赤5・黒5）
14	便箋	2						冊	（メモ用紙）
15	バインダー	6						枚	（A4版タテ型）
16	クリアホルダー	10						枚	（透明A4版）
17	マジック	2						本	（赤1・黒1）
18	セロテープ	1						個	
19	定規	1						本	（30cm・18cm）
20	ペーパーウエイト	5						個	
21	防水シート	2						枚	（スティック用）
22	ジャッジ席用プログラム	2						冊	（T0チェック用、修正済）
23	レターケース	1						個	（記録用紙等入れ）
24	収納ケース	1						個	（テーブル備品収納・透明5段ボックス）
25	巻尺	1						個	（100m）
26	ライン引き（ラインテープ）	1						式	（クレール・人工芝）
27	担架	1						個	
28	処置用手袋	1						組	（10枚）
29	消毒用アルコール	1						本	
30	消毒用ポリバケツ	1						個	
31	雑巾（タオル）	3						枚	
32	ブラシ	1						個	
33									
34									
35									
備考									

Ⅱ．社団法人日本ホッケー協会 用具製造販売企業指定制度ならびに用具検定公認制度

第1条（目 的）

本制度は、国際ホッケー界の趨勢を反映させ、安全で高水準のホッケー用具を普及、及び日本のホッケー競技力向上と競技の発展を図ることを目的とする。

第2条（用具製造販売企業指定制度）

1. ホッケー用具製造・販売企業の指定を希望する者は、取扱ブランド名を登録のうえ、公認指定申請書（別紙2）を社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）に提出する。
JHAは、必要な審査を行ったうえ「用具製造・販売企業指定証」を交付するものとする。
2. 新規加入登録料は、規定の金額をJHAへ納入するものとする。（別紙1）
3. 平成23年3月11日現在、「用具製造・販売企業指定証」を受けている企業は次の3社である。

企業名	スティックシール・プリント公認番号
株式会社 ジャンボ	No. JHA-0001
株式会社 ビックバン	No. JHA-0002
トップスティックス	No. JHA-0005

第3条（用具検定公認制度）

1. 用具検定公認制度対象用具は、FIH公認ホッケースティック及びFIH公認ホッケーボールとする。検定公認料は別紙2のとおりとする。
2. 検定シール・プリントの表示がないホッケースティック及び検定マークのないホッケーボールについては、JHA主催・共催の公式試合での使用は認められない。
3. 用具製造販売企業指定を受けた者は、公認番号が表示された検定マークを各製品に表示をし、検定マークを誰もが容易に判断できるように表示する。
4. 表示箇所および表示方法については、次のとおりとし、検定マークの変色・変形をしてはならない。

（1）スティックシール・プリントの図



（2）スティックシール・プリント貼付け済みスティック



（写真1）



（写真2）

(3) ホッケーボール検定マーク写真



第4条（検定公認料）

- 1) 検定公認を受けた者は、検定公認料（別紙1）を毎年6月末までに、JHAへ納入するものとする。
- 2) 用具検定済み用具による事故補償責任は、用具製造販売指定企業が負うものとする。

第5条（検定公認の取消し）

次の各号に該当する場合は、検定を取り消しその旨をJHAホームページ等で公示する

- (1) 競技規則および検定基準を逸脱する競技用具が、検定用具として製造販売された場合。
- (2) 検定マークが適正に表示されていない場合。
- (3) 検定公認料が納入されない場合。
- (4) その他、JHAに不利益をもたらすような事態が生じた場合。JHAは検定公認を取り消した場合、その旨公示するものとする。

第6条 本制度に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、JHAと用具製造販売企業間で協議し決定する。

付 則

この制度は平成23年4月1日より施行する。但し、ホッケーボール検定マークの実施については、平成25年4月1日より施行する。

平成17年12月17日	总会承認
平成19年 6月16日	总会改正
平成19年11月24日	总会改正
平成23年 6月 4日	总会改正

別紙2

社団法人日本ホッケー協会用具製造販売企業指定制度ならびに用具検定公認制度に基づく新規加入登録料・検定公認料

項 目	金 額
用具製造販売指定企業新規加入登録料	300,000円
用具検定公認料	300,000円

別紙 2

ホッケー用具製造販売企業公認指定申請書

平成 年 月 日

(社) 日本ホッケー協会 様

社名

代表者

⑨

ホッケー用具（製造・販売）企業として公認指定を申請します。

(社) 日本ホッケー協会用具製造販売企業指定制度ならびに用具検定公認制度に則り、誠実にホッケー用具の検定を行い、安全なホッケー用具提供と日本のホッケー競技力向上及び普及に寄与するよう誓約します。

会社名	
代表社名	
会社住所	
メールアドレス	
資本金	

○取扱ブランドの登録

取扱ブランド名	国 籍	取 扱 商 品

○添付書類

- ・ 会社登記簿謄本 1通
- ・ 取扱ブランドの製造業者証明書（製造の場合）、輸入販売代理店業者
証明書（輸入の場合）等の写 1通
- ・ 取扱商品カタログ

4 ドーピングについて

I. アンチ・ドーピング

ドーピング防止に関心を ～すべてのアスリート、監督、コーチへ～

1. 世界規程及び日本アンチ・ドーピング規程の基本原則

これらの規程の基本原則は、真の「競技」の在り方を示したものである。スポーツ精神は人間の心身両面を賛美するものである。その特徴としては以下の価値観が挙げられる。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1) 倫理観、フェアプレーと誠意 | 7) 献身と真摯な取り組み |
| 2) 健康 | 8) 規則・法令の尊重する姿勢 |
| 3) 優れた競技力 | 9) 自分自身と他の参加者を尊重する姿勢 |
| 4) 人格と教育 | 10) 勇気 |
| 5) 楽しみと喜び | 11) 共同体意識と連帯意識 |
| 6) チームワーク | |

2. 社団法人日本ホッケー協会の取り組み

社団法人日本ホッケー協会（以下、「ホッケー協会」という）は「スポーツにおけるドーピング防止活動に関するガイドライン」に沿って、世界ドーピング防止機構（以下、「WADA」という）の規程に基づいて、日本ホッケー協会ドーピング防止規程を策定して、以下の役割及び責任等を担っている。

- 1) ドーピング防止方針及び規則がWADA規程及び財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）の「日本ドーピング防止規程」に準拠する。
- 2) JADAと協力すること。
- 3) 国際ホッケー連盟と協力すること。
- 4) 最新の居場所情報をJADAに対して定期的に提出するよう義務付ける。
- 5) ドーピング防止教育を奨励する。

3. ホッケー競技の検査対象競技大会

JADAは、日本ホッケー協会の主催・共催する次の競技会をドーピング検査対象としており、ドーピング検査が必ず実施されている。なお、国体は独自に行われるため除外されている。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1) 全日本選手権大会 | 3) 全日本社会人大会 |
| 2) 全日本学生選手権大会 | 4) 日本リーグ |

※高校生以下についても啓発は実施すること。

4. 禁止薬物を用いての治療

病気治療のためにやむを得ずに禁止薬物を使用しなければならない時には、全ての禁止薬物について「治療目的使用の除外処置申請」（以下、「TUE申請」という）が可能であるが、この場合には、「他に治療法がないという証明資料」おもって、審査の上、許可不許可が決定されることになる。

病院の処方を受ける際には自分がスポーツ選手であり、ドーピング検査対象となる可能性のあることを担当医に申し出る。

市販薬、病院の処方薬は成分を確認し、問題ないことを確認してから使用すること。
分からないことがあったら必ず相談すること。日本薬剤師会は、全国都道府県の薬剤師会に「ドーピング防止ホットライン」を設けている。